

指 示

平成23年4月8日

福島県知事

佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年3月21日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年3月23日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

貴県内において産出された原乳について、当分の間、出荷を控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町又は南会津町において産出されたものを除く。